

令和6年第4回西予市議会定例会厚生常任委員会会議録

1. 開催日時 令和6年12月13日
1. 開催場所 西予市議会第3委員会室
1. 開 会 令和6年12月13日
午前8時58分
1. 閉 会 令和6年12月13日
午前11時39分
1. 出席委員
委員長 中村 一雅
副委員長 酒井 宇之吉
委員 大森 揚子
委員 加藤 美香
委員 小玉 忠重
委員 源 正樹
1. 欠席委員
なし
1. 出席説明員
生活福祉部長
兼福祉事務所長 長野 静香
医療介護部長 浅野 幸彦
三瓶支所長 藤井 兼人
市民課長 兵頭 俊也
健康づくり推進課長 松本 豊和
福祉課長 竹内 克之
子育て支援課長 末盛 桂子
長寿介護課長 小玉 浩幸
市民病院事務長 麓 寿春
野村病院事務長 垣内 千幸
市民課長補佐 二宮 国男
市民課長補佐 河野 貴之
市民課係長 二宮 夕子
市民課係長 小野 恵
市民課係長 松田 望
環境衛生課長補佐 武内幸希典
環境衛生課長補佐 紀伊野勇人
環境衛生課係長 三好 進祐
環境衛生課係長 竹田 哲志
健康づくり推進課補佐 薬師寺ふみ
健康づくり推進課係長 芝 陽介
福祉課長補佐 村上 英治
福祉課係長 細谷 涼子
福祉課係長 辰己 英作
子育て支援課長補佐 信宮 佳子
子育て支援課長補佐 兵頭 栄治
子育て支援課統括支援員 岡中 栄子

- 子育て支援課係長 佐々木ちひろ
子育て支援課係長 播間真理子
長寿介護課補佐 竹中 千恵
長寿介護課係長 山下 元紀
長寿介護課係長 末光 文治
医療対策室長 片山 裕介
医療対策室係長 宇都宮雅己
医療対策室係長 大野本 幸
市民病院事務長補佐 竹内 寿男
市民病院係長 稲葉 和司
野村病院事務長補佐 兵頭 真
野村病院係長 松本 理恵

1. 出席議会事務局職員

書記 脇本 美登利

1. 会議に付した事件

- 議案第97号 西予市老人憩の家条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第104号 西予市地域共生型交流拠点施設の指定管理者の指定について
- 議案第113号 西予市及び八幡浜地区施設事務組合における一次救急休日・夜間診療に関する事務の委託について
- 議案第117号 令和6年度西予市一般会計補正予算(第7号)
- 議案第118号 令和6年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 議案第119号 令和6年度西予市介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 議案第121号 令和6年度西予市病院事業会計補正予算(第1号)

1. 会議の経過 別紙のとおり

開会 午前8時58分

○酒井副委員長

令和6年第3回定例会厚生常任委員会を開会いたします。

開会にあたり、委員長より挨拶があります。

○中村委員長

委員長が挨拶を行う。

○酒井副委員長

次に、長野生活福祉部長兼福祉事務所長より挨拶をお願いいたします。

○長野生活福祉部長兼福祉事務所長

長野生活福祉部長兼福祉事務所長が挨拶を行う。

○酒井副委員長

議案審査に移る前に、注意事項を申し上げます。発言の際は挙手の上、委員長の許可を得て発言をお願いします。また、委員会への携帯電話の持込みは御遠慮いただきますようお願いを申し上げます。

それではこれよりは、委員長が進行を行います。

【生活福祉部】

【市民課】

○中村委員長

早速議案審査のほうに入りたいと思います。

最初に議案第117号「令和6年度西予市一般会計補正予算（第7号）」、議案第118号「令和6年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」について、関連があるため、一括議題いたします。

兵頭市民課長の説明を求めます。

○兵頭市民課長

それでは、議案第117号「令和6年度西予市一般会計補正予算（第7号）」、議案第118号「令和6年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」の2議案は関連がございますので、一括して御説明申し上げます。

最初に議案第117号「令和6年度西予市一般会計補正予算（第7号）」の市民課所管分につきまして、補正予算書に基づき御説明申し上げます。

一般会計補正予算書の15ページを御覧ください。

歳入歳出補正予算事項別明細書で、歳出について御説明いたします。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、27節繰出金、国民健康保険特別会計事業勘

定繰出事業で、補正額35万7000円の増額補正でございます。マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴う経費等について、一般会計からの繰出金として計上するものでございます。この繰出事業につきましては、国民健康保険特別会計補正予算で後ほど御説明いたします。

続きまして、予算書の16ページを御覧ください。

3款民生費、1項社会福祉費、5目国民年金事務費、22節償還金利子及び割引料です。補正額3万8000円の増額補正でございます。過年度事務費委託金の確定による精算に伴い、交付金を返還するものでございます。

続きまして、18ページを御覧ください。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、27節繰出金、診療所勘定繰出事業で、補正額15万4000円の増額補正でございます。この繰出事業につきましても、国民健康保険特別会計の診療施設勘定で御説明させていただけたらと思います。

次に、12ページを御覧ください。

歳入について御説明いたします。

20款諸収入、5項雑入、4目雑入、3節民生費雑入、補正額3625万2000円の増額補正でございます。令和5年度の愛媛県後期高齢者医療広域連合の決算に伴い、構成団体が負担する療養給付金が精算され、同負担金返還金を受け入れるものでございます。

以上、議案第117号「令和6年度西予市一般会計補正予算（第7号）」についての御説明とさせていただきます。

続きまして、議案第118号「令和6年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」の市民課所管分につきまして、補正予算書に基づき御説明申し上げます。まず、事業勘定について御説明させていただきます。

国民健康保険特別会計補正予算書の11ページを御覧ください。

歳入歳出補正予算事項別明細書で、歳出について御説明いたします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額39万6000円の増額補正でございます。先ほど一般会計のほうで申し上げましたが、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴う経費等について増額するものでございます。この経費の

うち一部は、社会保障・税番号制度システム整備費補助金が適用されております。39万6000円のうち、先ほど一般会計からの繰入金で35万7000円、補助対象分が3万9000円となっております。

次に、3款国民健康保険事業納付金、1項医療給付費分、1目一般被保険者医療給付費分、補正額はありませんが、財源の組替えでございます。特定財源で、繰入金539万4000円の増額に伴う一般財源539万4000円の減額調整でございます。主な理由は、財政調整基金の繰入れに伴う調整によるものでございます。

次に、6款基金積立金、1項基金積立金、1目財政調整基金積立金、補正額9万9000円の増額補正でございます。国民健康保険財政調整基金の利子を財政調整基金積立金に増額調整するものでございます。

次に、12ページを御覧ください。

7款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、3目償還金、補正額2166万4000円の増額補正でございます。過年度の愛媛県国民健康保険給付費など、交付金の確定による精算に伴い、交付金を返還するものであります。

次に、9ページを御覧ください。

歳入について御説明いたします。

4款国庫支出金、2項国庫補助金、7目社会保障・税番号制度システム整備補助金31万4000円の増額補正でございます。マイナンバーカードの健康保険証の一体化に伴う周知広報事業に対しての国庫補助金でございます。

続きまして、6款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金9万9000円の増額補正でございます。国民健康保険財政調整基金利子でございます。

続きまして、7款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金35万7000円の増額補正でございます。郵送料の増額分と、愛媛県国民健康保険団体連合会の帳票改修費用に係る負担金でございます。

続きまして、7款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金539万4000円の増額補正でございます。過年度の愛媛県国民健康保険給付費交付金の精算による返還金の発生に伴う基金繰入れでございます。

続きまして、10ページを御覧ください。

9款諸収入、4項雑入、6目雑入1599万5000円の増額補正でございます。令和5年度国保連合会普通交付金収納事務における余剰金の返還に伴う増額でございます。

以上が事業勘定の補正予算でございます。

続きまして、診療勘定についての御説明をさせていただきます。

予算書の16ページを御覧ください。

歳入歳出補正予算事項別明細書で歳出について御説明いたします。

1款総務費、1項施設管理費、1目一般管理費15万4000円の増額補正でございます。

三瓶にあります周木診療所の電気料の不足に伴い、光熱水費を増額するものでございます。

続きまして、15ページを御覧ください。

歳入について説明させていただきます。

4款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金15万4000円の増額補正でございます。先ほど申し上げました周木診療所の電気代不足分を他会計から繰入れ調整するものでございます。

以上が診療施設勘定の補正予算でございます。

以上、議案第118号「令和6年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」についての御説明とさせていただきます。

以上2議案よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○中村委員長

兵頭課長の説明は終わりました。

これより質疑の時間に入ります。

委員の皆様からお受けたいしたいと思います。

質疑はございませんか。

○酒井副委員長

マイナンバーと直結した保険証の西予市の現状をちょっと説明していただけたらと思います。

○兵頭市民課長

マイナンバーカードと保険証の関係なんですけれども、マイナンバーカード保険証の登録、利用状況について御説明させていただけたらと思います。国民健康保険と後期高齢者医療の保険に関してのみ把握しておりますので、その分について御説明させていただきます。

まず、後期高齢です。令和6年9月末時点の加入者数が9,231人に対し、マイナンバー保険証の登録者数が5,317人、マイナ保険証によるオンライン利用数3,880人ということで情報をいただい

ております。マイナ保険証の利用率が 17.67%ということになりまして、マイナ保険証の登録率が 57.6%という状況でございます。今現在増えとるという状況になっております。

国保のほうに関しましては、これも 10 月末現在の情報になるんですけれども、国保加入者数が 7,834 人、マイナ保険証の登録者数が 5,182 人、マイナ保険証によるオンラインの利用数が 3,232 人という情報です。で、マイナ保険証の利用率が 21.67%、マイナ保険証の保有率ですかね登録率が 66.07%ということであります。

○酒井副委員長

現在まだ完全にマイナも移行してないようでございますが、12 月 2 日からこれが施行されてるわけです。実施されてるわけなんですけれども、これについて苦情とか、市民から意見とか、どういうものが上がってるか把握しておりますか。

○兵頭市民課長

12 月 2 日からマイナ保険証の一体化に切り替わってからの市民からの苦情等なんですけど、一応苦情というのは基本的にはないんですが、マイナ保険証のひもづけの解除を申し入れた方が 3 名、後期のほうで 1 名、国保のほうで 2 名ございます。システムが信用ならないというようなことの理由で、解除させてくださいという申出がございました。あとは基本的にはマイナ保険証の苦情はないんですが、医療機関から、資格確認書の見方について、県からの周知は行っているんですが、こちらに問合せが入ってくるようなことが数件あるような状況でございます。

○酒井副委員長

これは国保にいたしましても後期高齢にしても、県でやってるといことなんで、事務は、直接的には市からは発送したりしないと思うんですが、県からの発送ということで、結局窓口は福祉事務所なるわけで、その辺りは丁寧な扱いをしなければいけないと思います。

そしてまた、運転免許証の部分も今後出てくると思うんで、総務課ともやはり連携をとって、マイナンバーカードのシステムの完全な履行ができるような形の連携をとっていただきたいと、このように思っております。

○兵頭市民課長

そのように努めたいと思います。

○中村委員長

ほかに質疑はございませんか。

○大森委員

先ほどのマイナンバーカードの一体化についての経費を教えてくださいましたが、どのようなことに使われましたか。

○兵頭市民課長

35 万 7000 円の内訳ですけれども、一般管理費で支出することになっている内容なんですけれども、マイナ保険証の対応としては、消耗品としてオルフィスの使用料に 1 万 5000 円、加入者情報等の送付分とか、郵送料が上がったことにより不足してる部分に関して 24 万 3000 円というような形で上げてます。

○中村委員長

ほかに質疑はございませんか。

○酒井副委員長

施設の電気料金の補正予算が上がってるんですけど、多分これはどこの施設も、今の電気料の高騰、物価高の系統の中で、普通電気料なんかっというのは、光熱費を補正予算で組むってのは、非常に異常な形の予算の組み方なんです。その辺りも含めて、西予市全体の中でも、電気料金の値上がりってのは、難しい、財政的に非常に逼迫した形だと思うんですが、先ほど部長の挨拶にありましたように、財政的に厳しい中で、そういう対応を今後連携して、必ず必要なもんなんで、このあたりも財政的な処置とか、そしてまた節約ですね、そういうのも求めるようお願いしたいと思いますが、この件につきましては、西予市全体の施設勘定の問題が出ておりますので、この診療所だけの問題ではないと。この辺りはまた連携をとってやっていただきたいなと思います。

○長野生活福祉部長兼福祉事務所長

酒井委員がおっしゃるとおりで、電気料金に関しましては市全体の施設で、恐らくどこの施設も、今回補正予算を上げさせていただいていると思います。年度内の利用料の見込みを出しまして、当初予算に不足する部分について、今回補正を上げさせていただいているところですが、予算を編成するに当たってですね、やはりもう、ぎりぎりの予算を組んでおるような状況でしたので、どうしても不足分というのが出てきてしまったのかなと思っております。その辺につきましては、委員おっしゃるとおり、市全体で、施設の必要経費というものはしっかりと確保していく必要があります

が、やはりそれほど余裕を持った予算を組むことが出来ないの、これまでの利用状況等を勘案してしっかりした根拠を持って予算を編成していきたいと考えております。

○中村委員長

ほかに質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

○中村委員長

特にないようですので、これで質疑を終結といたしたいと思います。

採決に移ります。

採決は1件ずつ行います。

議案第117号「令和6年度西予市一般会計補正予算（第7号）」市民課所管分について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○中村委員長

おろしてください。

挙手全員であります。

よって、議案第117号市民課所管分については、可決と決しました。

続きまして、議案第118号「令和6年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」について採決を行います。

市民課所管分ですけれども、これについて賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○中村委員長

おろしてください。

挙手全員であります。

よって、議案第118号については、可決と決しました。

暫時休憩を告げる。（休憩 午前9時25分）

【環境衛生課】

○中村委員長

再開を告げる。（再開 午前9時29分）

続きまして、議案第117号「令和6年度西予市一般会計補正予算（第7号）」の環境衛生課所管分について、担当課長補佐の説明を求めます。

○紀伊野環境衛生課長補佐

環境衛生課課長補佐の紀伊野です。よろしくお願いたします。本来なら、課長が出席して説明するところではありますが、先月より体調を崩され入院しておりますので、私のほうから説明させ

ていただきます。

それでは、議案第117号「令和6年度西予市一般会計補正予算（第7号）」のうち、環境衛生課所管分について、予算書に基づき御説明させていただきます。

まず、歳出から御説明いたします。

歳入歳出補正予算事項別明細書を御覧ください。予算書の18ページになります。

4款衛生費、1項保健衛生費、7目葬祭費、10節需用費89万2000円を増額し、4909万4000円とするものです。事業概要欄に記載しております通り、宇和光浄苑管理運営事業46万9000円、野村浄香苑管理運営事業20万1000円、城川帰楽苑管理運営事業11万3000円、三瓶清流苑管理運営事業10万9000円を増額補正するものです。いずれの事業も、光熱水費において、実績に伴い不足が見込まれることから、電気料の増額を計上しております。

次に、予算書24ページを御確認ください。

13款諸支出金、2項基金費、1目基金費、24節積立金552万6000円のうち事業概要欄にございます田園ロマンの里づくり基金事業の1,000円を増額補正するものです。当初予定より利子収入が増加したものである、積立金の増額であります。

続きまして、歳入予算について御説明させていただきます。

予算書11ページを御覧ください。

16款財産収入、1項財産運用収入、2目利子及び配当金252万2000円のうち、事業概要欄にございます田園ロマンの里づくり基金利子1,000円の増額でございます。今ほど、歳出予算で御説明いたしましたとおり、利子収入の増額によるものです。

最後に、環境衛生課所管の債務負担行為補正につきまして御説明いたします。

予算書5ページをお開き願います。

上から4番目、西予市指定もやすごみ収集袋作成業務委託ですが、期間は令和7年度限度額を1399万8000円と設定しております。市内で利用いただいております西予市指定燃やすごみ収集袋ですが、令和6年度は年度当初に入札執行、契約締結をしましたが、海外生産であるために、台風による影響で入荷が遅れ、欠品を出すおそれが生じました。幸いにも欠品にまでは至りませんでした。今後は、不測の事態に対応できるよう、納

入時期を早め、欠品を生じさせないようにするため、年度内での入札及び契約を行うために設定するものであります。

次に、上から5番目、発泡スチロール処理業務委託として276万4000円、6番目、一般廃棄物（木質系粗大ごみ）運搬業務委託として107万7000円を限度額として設定しており、期間はいずれも令和7年度です。これらの業務は、発泡スチロールの処理業務委託と、宇和清掃センターから処理施設までの木質系粗大ごみの運搬業務委託となっております。いずれも令和7年3月31日に期間満了となりますので、令和7年4月1日から運搬処理を作業を行うために、年度内での入札及び契約を行うために設定するものであります。

以上で、議案第117号「令和6年度西予市一般会計補正予算（第7号）」環境衛生課所管分についての説明とさせていただきます。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○中村委員長

紀伊野課長補佐の説明は終わりました。

これより、審議の時間に入りたいと存じます。

委員の皆様から御意見賜りたいと思います。

質疑はございませんか。

○大森委員

先ほどの債務負担行為のところなんです、発泡スチロール処理業務委託はどの業者に処理をいただいているのかということと、あと木質系粗大ごみの運搬業務についてですが、処理施設というのはどこにあるのでしょうか。

○中村委員長

暫時休憩を告げる。（休憩 午前9時36分）

○中村委員長

再開を告げる。（再開 午前9時38分）

○紀伊野環境衛生課長補佐

今ほどの御質問につきましては、来年度入札しからの業者決定となりますので、よろしく願いいたします。

○中村委員長

ほかに質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

○中村委員長

特に質疑もないようですので、これで質疑を終結いたします。

採決に移ります。

議案第117号「令和6年度西予市一般会計補正予算（第7号）」の環境衛生課所管分について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○中村委員長

おろしてください。

挙手全員であります。

よって、議案第117号「令和6年度西予市一般会計補正予算（第7号）」の環境衛生課所管分については可決と決しました。

暫時休憩を告げる。（休憩 午前9時40分）

【健康づくり推進課】

○中村委員長

再開を告げる。（再開 午前9時44分）

続きまして、議案第117号「令和6年度西予市一般会計補正予算（第7号）」の健康づくり推進課所管分について、松本課長の説明を求めます。

○松本健康づくり推進課長

それでは、議案第117号「令和6年度西予市一般会計補正予算（第7号）」の健康づくり推進課所管分につきまして、補正予算書に基づき、御説明を申し上げます。

歳出から御説明をいたします。

補正予算書の18ページを御覧ください。

歳入歳出補正予算事項別明細書で御説明をさせていただきます。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、野村保健福祉センター管理運営事業の光熱水費で、補正額27万7000円の増額補正でございます。今回の補正予算は、電気料金の不足が見込まれます電気料を増額するものであります。

続きまして、2目予防費、補正額785万9000円の増額補正でございます。定期予防接種費用補助の申請件数が増加したため、補助金53万8000円を増額するものであります。補助の内容は、県外で里帰り出産や入院などの理由により、市が契約している委託医療機関以外の医療機関で定期予防接種を受けた場合に、その費用の一部または全額を補助するものであります。

また、令和5年度の新型コロナワクチン接種の実績が確定したため、令和5年度中に交付された新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金並びに新型コロナウイルスワクチン接種体制確保国庫補助金の過年度返還金732万1000円を計

上するものであります。

次に歳入につきまして、補正予算書の9ページを御覧ください。

14 款国庫支出金、1 項国庫負担金、2 目衛生費国庫負担金、1 節保健衛生費国庫負担金、新型コロナウイルス予防接種健康被害給付費国庫負担金 13 万円を計上するものであります。新型コロナウイルスワクチンを接種したときに起因する健康被害において、厚生労働大臣が、予防接種との因果関係を認定した場合の救済給付費用であります。申請から認定まで約6カ月を要しているため、給付については認定後、速やかに給付しております。

続きまして、補正予算書の12ページを御覧ください。

20 款諸収入、5 目雑入、4 目雑入、4 節衛生費雑入、電気料 13 万 8000 円を増額するものであります。野村保健福祉センターを事務所として使用している社会福祉協議会に、歳出で増額した電気料の2分の1を負担していただくものであります。

以上で、議案第117号「令和6年度西予市一般会計補正予算（第7号）」の健康づくり推進課所管分の御説明とさせていただきます。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○中村委員長

松本課長の説明は終わりました。

これより審議に入ります。

質疑はございませんか。

○酒井副委員長

コロナの接種、今7回目になつてと思うんですが、8回目になったんですかね、その接種状況はどうですか。

○松本健康づくり推進課長

10 月末になるんですけど、西予市の場合 2.2%、県では 3.9%となっております。

○中村委員長

ほかに質疑はございませんか。

○大森委員

接種のことで、里帰り出産とか言われましたけども、新たにこれは、今までなかったことを新たに取り組まれているということでしょうか。

○松本健康づくり推進課長

予防接種でA類の、子どもさん向けなんですけど、里帰りですべて県外に行った場合の分という意味で、県外で受けた分という意味です。

○中村委員長

ほかに質疑はございませんか。

○酒井副委員長

非常にインフルエンザが流行ってるんですけども、学校の休校とか、そういう実態は健康づくりのほうで分かっているんですか。

○松本健康づくり推進課長

今現在はありません。前回の明浜中学校が学年閉鎖だったんですけど、今現在、昨日現在では閉鎖はありません。

○中村委員長

ほかに質疑はございませんか。

○酒井副委員長

ちょっと健康づくりの予算と少し関係ないかもしれませんが、三瓶のラジオ体操の話が出ました、本議会で。どのように推進して、どの地区も健康づくりでは、ああいう活動っていうのは非常に推進すべきだと思うところがあるんですが、今の三瓶は、どんな状態でどう始まってどういうふうにやってるか、今の現状お聞かせ願ったと思うんですが。

委員長、この件について、質問に対して許可いただけますか。

○中村委員長

委員長としてこれは取上げたいと思いますが、よろしいですか、行政のほう。

○長野生活福祉部長兼福祉事務所長

私がお聞きした範囲では、まず最初に、三瓶の地域づくり組織の地域任用職員さんが始められたと伺っています。最初にご自分でラジオ体操がやりたいなっていう単純な思いから、周りの職員さんを巻き込んで始められたと伺っております。それがどんどん広がって、次から次へと参加する方が増えていったと伺っておりまして、朝9時くらいでしたかね、実施されるのが、40 名は常時参加されていると伺っております。やはりそれが皆さんの出かけるきっかけになって、いろんな方と出会ってお話をされる、すごくいいコミュニティーができてるなというふうに伺いました。

また、今三瓶文化会館でそれを始められたんですけども、同じ三瓶の地域の中でも、ほかの地区で自分たちもやってみたいということで、今あるのが5区ですかね、それと6区の方も、もうそろそろ始めようというふうに伺っています。それから、下泊とか、蔵貫のほうでも、やっていらっ

しゃる方もあるというふうに伺っております。これは、地域づくり組織がつくられている広報があるんですけども、それらでこんなことやってますっていうふうに周知をされているという状況でございます。

○酒井副委員長

その時間帯だったら年代的には、年齢階層を知りたいんですけども、大体どういう方が出られているかちょっとお聞きしたいんですが、分かればお教え願いたい。

○中村委員長

暫時休憩を告げる。（休憩 午前9時53分）

○中村委員長

再開を告げる。（再開 午前9時55分）

○長野生活福祉部長兼福祉事務所長

やはり時間帯も9時頃からということですので、高齢の方が大多数だと伺っております。

○中村委員長

ほかに質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

○中村委員長

特にないようですので、これで質疑を終結としたいと思います。

採決に移ります。

議案第117号「令和6年度西予市一般会計補正予算（第7号）」健康づくり推進課所管分の原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○中村委員長

おろしてください。

挙手全員であります。

よって、議案第117号「令和6年度西予市一般会計補正予算（第7号）」の健康づくり推進課分については、可決と決定いたしました。

暫時休憩を告げる。（休憩 午前9時56分）

【福祉事務所】

【福祉課】

○中村委員長

再開を告げる。（再開 午前10時8分）

続きまして、議案第104号「西予市地域共生型交流拠点施設の指定管理者の指定について」を議題といたします。

福祉課竹内課長の説明を求めます。

○竹内福祉課長

議案104号「西予市地域共生型交流拠点施設の指定管理者の指定について」御説明いたします。

この施設は、利用者の健康増進、社会参加及び自立支援を促進し、地域共生社会を実現することを目的として設置したもので、設置初年度の令和2年4月から指定管理者を選定して管理を行っているものです。当施設は三瓶町津布理に位置し、なごみかんの愛称で地域に親しまれる施設で、障がいがある方の就労施設として、パンの製造販売を行うなどのほか、一般向けにトレーニング設備や壁を登るボルダリングスポーツの設備を備えております。販売スペースでは、製造したパンのほか、野菜や菓子類、雑貨などを扱っております。

このたび、指定管理期間の満了に伴いまして、指定管理者の公募を行い、現在の指定管理者でございます、社会福祉法人西予総合福祉会を候補者として、所定の手続を経て選定したものでございます。

以上、議案第104号「西予市地域共生型交流拠点施設の指定管理者の指定について」の説明とさせていただきます。

よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願い申し上げます。

○中村委員長

竹内課長の説明は終わりました。

これより議案審議に入ります。

質疑はございませんか。

○源委員

令和2年度から指定管理として入られて、今回初めての更新ということだと思います。その初年度から、いわゆる委託料をしない形で指定管理をされてると思うんですが、今後ともそのような体制で、正直光熱水費等いろいろ物価高の中で、継続して経営することが可能かどうか、その辺りにについてお尋ねいたします。

○竹内福祉課長

この指定管理料、御指摘のとおり初年度からゼロで、更新をずっとしております。このたびの選定におきましても、この指定管理料ゼロを前提に、公募をしておりますので、引き続き管理料ゼロで継続は可能と考えております。

○中村委員長

ほかに質疑はございませんか。

○大森委員

この収支計画書の中ですが、製造原価のところ

に、利用者工賃というところがあるんですが、利用者工賃どれぐらい出てるんでしょうか。何人で、どれほど。

○中村委員長

暫時休憩を告げる。（休憩 午前 10 時 12 分）

○中村委員長

再開を告げる。（再開 午後 10 時 13 分）

○竹内福祉課長

先ほどの御質問ですけれども、常時ですね 4 人ないし 5 人がおられて製造されているということなんですけども、その利用日数に応じて、月々支払いをしている感じです。

○中村委員長

ほかに質疑はございませんか。

○大森委員

同じなごみかんのことで、施設がとてもすばらしくて、私も拝見しましたが、このボルダリングと健康器具地域交流スペースのところの利用率とか、非常にそこも人が集まって、十分に収益が上がるようにしていっていいのかなと思いますけれども、そこらをいろいろちょっと教えてください。

○竹内福祉課長

ボルダリングと、トレーニング設備ですね、あそこの部分なんですけれども、利用率というのはちょっと難しいんですけども、利用人数でお答えしますと昨年度、令和 5 年度で年間、これトレーニング施設のほうが地域交流スペースという位置づけになってまして、これが 740 名、ボルダリングを利用していただいた方が 83 名となっております。ちなみにですね、それまでの利用が、その 2 つのスペースが、大体 200 人から 300 人来ていたところなんですけども、いろんな取組によってですね、令和 5 年度は倍ぐらいになってます。また引き続き利用増が増えるように、取り組んでいただくようにしたいと思っております。

○中村委員長

ほかに質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

○中村委員長

特にないようですので、これで質疑を終結したいと思います。

採決を行います。

議案第 104 号「西予市地域共生型交流拠点施設の指定管理者の指定について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○中村委員長

おろしてください。

挙手全員であります。

よって、議案第 104 号「西予市地域共生型交流拠点施設の指定管理者の指定について」は、可決と決定いたしました。

暫時休憩を告げる。（休憩 午前 10 時 16 分）

○中村委員長

再開を告げる。（再開 午前 10 時 16 分）

続きまして、議案第 117 号「令和 6 年度西予市一般会計補正予算（第 7 号）」の福祉課所管分について、担当課長の説明を求めます。

○竹内福祉課長

議案第 117 号「令和 6 年度西予市一般会計補正予算（第 7 号）」の福祉課所管分につきまして、補正予算書に基づき、御説明申し上げます。

なお、このたびは、予算補正する事業数が多くございますので、ほとんどの事業でもさらに歳入も計上している関係で複雑になっておりますので、参考資料として一覧表にまとめたものを提出しております。その表も歳出の説明順に、上から事業を記載しておりますので、また参考としていただきたいと思います。

予算書に基づいて説明を行わせていただきます。

補正予算書は、歳出 15 ページを御覧ください。

3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費、事業概要福祉避難所機能強化・整備促進事業において 145 万 1000 円の増額補正でございます。福祉避難所が有効に機能するための物資を事前に整備することにより、地域における災害時の要配慮者への支援体制を強化しています。本年度、福祉避難所として、新たに社会福祉法人が運営する二つの保育所を指定し、福祉避難所を開設するために必要な物資配備を行うもので、発電機やコードリール、LED 投光器、スポットクーラーなどを購入予定としています。財源として愛媛県福祉避難所機能強化・整備促進事業、補助率 2 分の 1 を活用いたします。

次に同じく 15 ページを御覧ください。

3 款民生費、1 項社会福祉費、4 目障害者福祉費 1 億 5167 万 8000 円を増額し 16 億 714 万 1000 円とするものでございます。それでは事業概要欄の事業ごとに説明をいたします。

まず、障がい者福祉費庶務事業でございますが

992万3000円の増額補正でございます。これは、令和5年度における障害者自立支援給付事業等の実績が確定したことに伴い、年度当初の計画より、障害者自立支援給付費などが減額となりましたこと、あわせまして、既に実績が確定している令和2年度から令和4年度における障害者自立支援給付費について、障害福祉サービス事業者による不正利得が認められたため、その不正分のサービス量の減少により減額が生じたことなどによる、国庫負担金及び県負担金の受入れ額の超過分について、国庫県へ返納するための償還金となります

次に、地域生活支援事業において241万円の増額補正でございます。これは、地域支援事業のうち、日中一時支援事業の利用料の増加により、予算に不足が生じることが見込まれることにより、地域生活支援事業負担金を増額するものです。なお財源として、国庫補助金、県補助金をそれぞれ充当しております。

続きまして、障害者総合支援給付事業において1億2068万9000円の増額補正でございます。これは、障害福祉分野において3年に1度の報酬改定が大幅に行われまして、本年4月から施行となりましたこと、あわせまして、障害福祉サービスの利用料が大きく、増加したことなどが重なり、障害者総合支援給付費負担金が多額の増額補正となったものでございます。なお、財源として国庫負担金、県負担金をそれぞれ充当しております。

続きまして、特別障害者手当給付事業において192万9000円の増額補正でございます。これは、手当の増額改定が本年4月に行われましたこととあわせまして、新規認定件数が増加したことなどにより、扶助費を増額するものでございます。財源として国庫負担金を充当しております。

続きまして、障害者自立支援医療費給付事業において774万1000円の増額補正でございます。障害者の自立支援医療費給付制度は、心身の障害を除去、軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減するものでございますが、このうち、更生医療における新規認定件数が増加したことなどにより増額するものでございます。財源として国庫負担金、県負担金をそれぞれ充当しております。

続きまして、障害児通所支援給付費等事業の898万6000円の増額補正でございます。こちらも先ほどの障害者総合支援給付事業と同様に、報酬

改定とあわせまして、障害福祉サービスの利用料の増加によるものでございます。財源として国庫負担金、県負担金をそれぞれ充当しております。

次に、17ページを御覧ください。

3款民生費、3項生活保護費、1目生活保護総務費258万7000円の増額補正でございます。事業概要欄に記載しております、生活保護施行事業において、令和5年度生活保護費国庫負担金などの実績に伴い、令和5年度当初の計画より、生活扶助費などが減額となりましたため、国庫負担金及び国庫補助金の受入れ額の超過分について、国庫へ返納するものでございます。

続きまして、歳入予算について御説明いたします。

予算書は9ページを御覧いただきたいと思います。

14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、1節社会福祉費国庫負担金7022万7000円につきましては、障害者自立支援給付費国庫負担金6034万4000円は、歳出補正における障害者総合支援給付事業の増額に充当、次の障害者医療費国庫負担金387万円は、歳出補正における障害者自立支援医療費給付事業の増額に充当、次の特別障害者手当等給付費国庫負担金152万1000円は、歳出補正における特別障害者手当給付事業の増額に充当、次の障害児入所給付費及び障害児入所医療費等国庫負担金449万2000円は、歳出補正における障害児通所支援給付費等事業の増額にそれぞれ充当するものでございます。

続きまして、3節生活保護費国庫負担金931万3000円につきましては、令和5年度生活保護費等国庫負担金の実績のうち、医療扶助費及び介護扶助費の不足分として増額補正するものでございます。過年度分につき、事務事業への充当は行いません。

続きまして、同じく9ページになります。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、1目民生費国庫補助金、1節社会福祉費国庫補助金120万5000円、地域生活支援事業費等国庫補助金ですが、歳出補正における地域生活支援事業の増額に充当するものでございます。

続きまして、10ページになります。

15款県支出金、1項県負担金、2目民生費県負担金、1節社会福祉費県負担金3435万3000円につきましては、説明の上段から、障害者自立支援

給付費県負担金 3017 万 2000 円は、歳出補正における障害者総合支援給付事業の増額に充当、次の障害者医療費県負担金 193 万 5000 円は、歳出補正における障害者自立支援医療費給付事業の増額に充当、次の障害児通所給付費等負担金及び肢体不自由児通所医療費等県負担金 224 万 6000 円は、歳出補正における障害児通所支援給付費等事業の増額に充当するものでございます。

次に、同じく 2 項県補助金、2 目民生費金県補助金、1 節社会福祉費県補助金のうち、福祉避難所機能強化・整備促進事業費県補助金 72 万 4000 円は、歳出補正における福祉避難所機能強化・整備促進事業の増額に充当するものでございます。

次に、地域生活支援事業費県補助金 60 万 2000 円につきましては、歳出補正における地域生活支援事業の増額に充当するものでございます。

以上、議案第 117 号「令和 6 年度西予市一般会計補正予算（第 7 号）」のうち、福祉課所管分の説明とさせていただきます。

よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願い申し上げます。

○中村委員長

竹内課長の説明は終わりました。

これより審議に入りたいと思います。

委員の皆様質疑はございませんか。

○酒井副委員長

災害の 2 カ所の保育所ってのは、どことどこですか。

○竹内福祉課長

宇和町にございますうわまち未来こども園と、三瓶町にございます三瓶ひまわりこども園の 2 園でございます。

○中村委員長

ほかに質疑はございませんか。

○酒井副委員長

国の補助金の問題で、国と県、国の 2 分の 1、県、そして自治体、その割合が決まってるわけですが、中には、国だけの分があるんですが、これはどのような形で分けてるか教えていただけますか。

○中村委員長

暫時休憩を告げる。（休憩 午前 10 時 30 分）

○中村委員長

再開を告げる。（再開 午前 10 時 36 分）

○竹内福祉課長

先ほどの御質問ですけれども、社会保障事業に関しましては、国の法律、省令制度に基づきまして対応をしているところでございます。

○中村委員長

ほかに質疑はございませんか。

○加藤委員

令和 6 年度 12 月補正予算福祉課のまとめてある部分について質問させていただきます。ナンバー 4、障害者総合支援給付事業、ナンバー 7、障害児通所支援給付費等事業についてなんですけれども、このサービスの報酬改定ということですが、これは何年に 1 回報酬改定がなされていて、増額されたんだと思うんですけれども、今回はどれぐらいの割合でなったのか教えていただきたいのと、コロナ前の利用数へ回復し増加したとなっておりますが、どれぐらい以前は減っていて、戻ってきているのかちょっと教えていただきたいと思います。

○中村委員長

暫時休憩を告げる。（休憩 午前 10 時 37 分）

○中村委員長

再開を告げる。（再開 午前 10 時 40 分）

○竹内福祉課長

先ほどの加藤委員の御質問ですけれども、この報酬改定は、3 年に 1 度というペースで行われておりますが、その施設に関する報酬については、上げ幅については、幅広いですのでまた別途資料を提出させていただいたらと思います。

加藤委員の御質問の中で、さらに、利用率というか、コロナ前後の利用の伸びというふうなことをおっしゃられましたので、そちらについては、回答させていただいたらと思います。利用人数を事例で申しますと、令和 2 年度は 779 人であったんですけれども、令和 5 年度昨年度の利用人数は 985 人というふうな、一つの数字が出ております。このようなことで、活動が幅広くなってきているのかなというふうに解釈しております。

○中村委員長

ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

○中村委員長

特にないようですので、これで質疑を終結いたします。

採決に移ります。

議案第 117 号「令和 6 年度西予市一般会計補正予算（第 7 号）」の福祉課所管分について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○中村委員長

おろしてください。

挙手全員であります。

よって、議案第 117 号「令和 6 年度西予市一般会計補正予算（第 7 号）」の福祉課所管分については、可決と決しました。

暫時休憩を告げる。（休憩 午前 10 時 41 分）

【子育て支援課】

○中村委員長

再開を告げる。（再開 午前 10 時 45 分）

続きまして、議案第 117 号「令和 6 年度西予市一般会計補正予算（第 7 号）」のうち、子育て支援課所管分について担当課長の説明を求めます。

○末盛子育て支援課長

議案第 117 号「令和 6 年度西予市一般会計補正予算（第 7 号）」の子育て支援課所管分につきまして、予算書に基づき御説明申し上げます。

まず、歳出予算から御説明いたします。

予算書の 16 ページを御覧ください。

3 款民生費、2 項児童福祉費、1 目児童福祉総務費 2926 万 4000 円の増額補正でございます。

児童福祉総務費庶務事業として 153 万 8000 円計上しております。令和 5 年度事業実績が確定し、国庫補助金の受入れ額の超過分について、国庫へ返納するものです。

次に、児童扶養手当支給事業では 14 万 5000 円計上しております。これも先ほど同様、令和 5 年度事業実績が確定し、国庫補助金の受入れ額の超過分について、国庫へ返納するものです。

子ども医療費助成事業では 1844 万 6000 円を計上しております。これは、18 歳までの児童医療給付費において、実績見込みの増加により、当初予算に不足が生じたものと、令和 5 年度事業実績が確定し、国庫補助金の受入れ額の超過分について国庫へ返納するものです。

認可保育所等管理支援事業では 93 万 1000 円を計上しております。障がい児保育事業としての対象事業の増加に伴う補助額の増加となります。

保育支援事業では、病児保育業務委託料として 140 万 6000 円を、また、放課後児童健全育成事業

においても、委託料 606 万 5000 円を計上しております。こちらは、国の実施要綱の改正による基準額の改定により増額を補正するものです

新型コロナウイルス感染症対策事業（児童福祉費）では 67 万 7000 円を計上しております。令和 5 年度、4 年度の繰越し分の事業実績が確定したことにより、国庫補助金の受入れ額の超過分について、国庫へ返納するものです。

児童公園管理事業として、電気料の増額となりますが、実績見込みの増加により、当初予算に不足が生じたため 5 万 6000 円を計上しております。

次に、17 ページです。

3 款民生費、2 項児童福祉費、2 目児童措置費 117 万 1000 円の増額補正でございます。

児童手当支給事業が 53 万 2000 円と幼児教育・保育無償化事業 63 万 9000 円を計上しております。これは二つとも令和 5 年度の事業実績が確定され、国庫負担金と県負担金の受入れ額の超過分について、国庫と県へ返納するものになります。

次に、3 款民生費、2 項児童福祉費、4 目保育所費 239 万 7000 円の増額補正でございます。

俵津保育所管理運営事業 51 万 1000 円を計上しております。先ほど同様、実績見込みの増加により、当初予算に不足が生じた電気料の増額となります。

野村保育所管理運営事業については 188 万 6000 円を計上いたしました。実績見込みの増加により、当初予算に不足が生じた電気料の増額分と、令和 7 年度からの、のむらこども園移行に関する費用となります。

次に、3 款民生費、2 項児童福祉費、5 目児童館費 64 万 8000 円の増額補正でございます。

宇和児童館と野村児童館のどちらも実績見込みの増加により、当初予算に不足が生じた電気代の増額分となります。

次に、18 ページになります。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、6 目母子衛生費 331 万 5000 円の増額補正でございます。

母子保健事業の令和 5 年度事業実績が確定し、国庫補助金の受入れ額の超過分について国庫へ返納するものです。

次に、22 ページになります。

10 款教育費、4 項幼稚園費、1 目幼稚園費 52 万 5000 円の増額補正でございます。

野村幼稚園管理運営事業としては、これも実績

見込みの増加により、当初予算に不足が生じた電気料の増額を計上しております。

惣川幼稚園管理運営事業については、野村幼稚園と同じく電気料の増額 6 万 4000 円と、認定こども園分園移行に伴う看板製作委託料 19 万 8000 円を計上しております。

次に、歳入について御説明いたします。

予算書 9 ページを御覧ください。

14 款国庫支出金、2 項国庫補助金、1 目民生費国庫補助金、2 節児童福祉費国庫補助金 249 万 1000 円の増額補正でございます。

子ども・子育て支援交付金について、病児保育事業及び放課後児童健全育成事業に係る実績見込みによる歳出予算の増額がありましたので、その事業費の増額分の 3 分の 1 を計上しております。

10 ページを御覧ください。

14 款国庫支出金、2 項国庫補助金、2 目衛生費国庫補助金 78 万 3000 円の増額補正でございます。

これは、出産・子育て応援交付金として、令和 4 年度過年度分の実績が確定し、事業費の 3 分の 2 となる追加交付分となります。

15 款県支出金、2 項県補助金、2 目民生費県補助金、2 節児童福祉費県補助金 249 万 1000 円の増額補正でございます。

先ほどの国庫補助金と同じく、病児保育事業及び放課後児童健全育成事業に係る実績見込みによる事業費増額分の 3 分の 1 を計上しております。

以上で、議案第 117 号「令和 6 年度西予市一般会計補正予算（第 7 号）」子育て支援課所管分についての説明とさせていただきます。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○中村委員長

末盛課長の説明は終わりました。これより議案審議に入ります。

委員の皆様質疑はございませんか。

○大森委員

保育所費のところの工事請負費の明細を教えてください。

○末盛子育て支援課長

保育所費の工事費の内訳について御説明いたします。野村保育所の管理運営事業の中で、園庭の花壇の撤去に 53 万 653 円、テラスのところに砂場があるんですが、それを撤去してデッキとして使えるようにするものが 69 万 2502 円で、今回

122 万 4000 円を計上させていただいております。

○中村委員長

よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

○大森委員

俵津保育所のエアコンの修理費用はどこに入ってるんでしょう。

○末盛子育て支援課長

俵津保育所のエアコンの修理の件につきまして、緊急を要するものでしたので、予備費のほうから流用しまして、その予算でさせていただいておりますので、この 12 月の補正には入っておりません。

○中村委員長

ほかに質疑はございませんか。

○小玉委員

電気代の補正はあるんですが、ガス代みたいなのは補正はしなくても、水道代とか値上がりはしと思うんですが、ないんでしょうか。

○末盛子育て支援課長

電気代については各施設、軒並み増額しておりますので上げさせていただいております。ガスを使っている施設といろいろあるかと思うんですが、現在の予算内の中で対応できるものについては、補正をせずにというところで、電気代については少し大幅な経費がかかっておりますので、計上させていただいております。

○中村委員長

暫時休憩を告げる。（休憩 午前 10 時 58 分）

○中村委員長

再開を告げる。（再開 午前 10 時 59 分）

ほかに質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

○中村委員長

特にないようですので、これで質疑を終結いたします。

採決に移ります。

議案第 117 号「令和 6 年度西予市一般会計補正予算（第 7 号）」のうち、子育て支援課所管分のことについて、原案に賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○中村委員長

おろしてください。

挙手全員であります。

よって、議案第 117 号子育て支援課所管分については、可決と決定いたしました。

暫時休憩を告げる。（休憩 午前 10 時 59 分）

【長寿介護課】

○中村委員長

再開を告げる。（再開 午前 11 時 01 分）

続きまして、議案第 97 号「西予市老人憩の家条例の一部を改正する条例制定について」長寿介護課長の説明を求めます。

○小玉長寿介護課長

議案第 97 号「西予市老人憩の家条例の一部を改正する条例制定について」御説明をいたします。

三瓶町津布理に設置されている西予市三瓶老人の家は、建築から 53 年が経過し、老朽化が著しい状態であります。令和 4 年に策定された西予市公共施設個別施設計画では、本施設について、施設の廃止及び他の公共施設への機能移転につき、令和 7 年度までに協議することが示されています。この方針を受けまして、幅広い関係者で構成する「西予市三瓶老人の家の今後の在り方検討委員会」を設置し、本施設の今後の在り方について審議検討いただき、委員会の意見を提言書として受領いたしました。

委員会の意見として、建物については、建築から 50 年以上が経過し老朽化が著しいことに加え、旧耐震基準の建物であることから、地震などにより安全性が危惧されるため、市の方針どおり廃止はやむを得ない。また、機能については、これまで地域の多くの方に利用されており、施設の目的に十分寄与しているため、他の公共施設へ機能移転することは妥当であり、機能移転先としては、現在、普通財産となっている三瓶町朝立に所在する旧朝立ふれあいプラザが最適であるとの提言であります。

市の方針と委員会の提言が同意見であったことから、本施設の機能を移転して、令和 7 年 4 月から新たな施設で供用開始できるよう作業を進めることといたしました。今回の改正は、現在の老人憩の家の機能を旧朝立ふれあいプラザへ移転するため、西予市三瓶老人憩の家の位置を変更するものでございます。

以上、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いをいたします。

○中村委員長

小玉課長の説明終わりました。

委員のみなさま質疑はございませんか。

○酒井副委員長

老朽化した分については取壊しとかそういう計画はないんですか。

○藤井三瓶支所長

三瓶にございます老人憩の家でございますので、私から御回答させていただいたと思います。

除却につきましても今のところ未定でございます。除却につつきましても今のところ未定でございます。跡地利用についても、今後検討するように、進めていきたいと考えております。

○中村委員長

ほかに質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

○中村委員長

特にないようですので、これで質疑を終結いたします。

採決に移ります。

議案第 97 号「西予市老人憩の家条例の一部を改正する条例制定について」議案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

おろしてください。

挙手全員であります。

よって、議案第 97 号「西予市老人憩の家条例の一部を改正する条例制定について」は可決と決しました。

続きまして、議案第 117 号「令和 6 年度西予市一般会計補正予算（第 7 号）」の長寿介護課所管分について、議案第 119 号「令和 6 年度西予市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）」について、これは関連があるため一括議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

○小玉長寿介護課長

議案第 117 号「令和 6 年度西予市一般会計補正予算（第 7 号）」及び議案第 119 号「令和 6 年度西予市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）」について御説明をいたします。

まずは、一般会計補正予算のうち、長寿介護課所管の予算であります。

歳出予算について、一般会計補正予算書の 15 ページを御覧ください。

3 款 1 項 3 目老人福祉費において、18 節負担金補助及び交付金に、老人保護措置費負担金 666 万 5000 円の計上であります。

これは、市内外の養護老人ホームに入所の措置をしております、現時点で 123 名の方の施設生活に要する費用のうち、介護サービス利用者負担加算や障害者等加算などの負担実績が、当初予算額を上回る見込みとなりましたので、増額の補正を行うものでございます。

次に、27 節繰出金、介護保険事業勘定繰出金 2974 万円の計上であります。この後に説明をいたします、介護保険事業における介護給付費の増額補正に係る市の負担分 12.5%について、介護保険特別会計へ繰り出しするものでございます。

なお、歳入予算は該当がございません。

以上、議案第 117 号「令和 6 年度西予市一般会計補正予算（第 7 号）」の説明といたします。

続きまして、介護保険特別会計の補正予算について御説明をいたします。

介護保険特別会計補正予算書の 6 ページを御覧ください。

歳入予算で、1 款 1 項 1 目第 1 号被保険者保険料において、1 節現年度分特別徴収保険料 6129 万 3000 円、2 節現年度分普通徴収保険料 488 万 4000 円の計上であります。

これは、実績により保険料収入が増額となる見込みによるものであります。現行の介護保険料は所得に応じて、13 段階の設定となっております、うち住民税が課税となる第 6 段階以上の方が、当初の見込みよりも多くいらっしゃったことが、増額の要因となっております。

続きまして、4 款 1 項国庫負担金、5 款 1 項県負担金、そして、6 款 1 項支払い基金交付金は、それぞれ介護給付費に係る財源負担となります。

今回の介護給付費の増額分 2 億 3792 万 7000 円に対して、国庫負担金が 4220 万 8000 円、県負担金が 3511 万 8000 円、支払い基金交付金が 6424 万円の歳入受入れ額の増額であります。

7 ページに移ります。

7 款 1 項 1 目利子及び配当金において、介護給付費準備基金利子 3 万 2000 円の計上です。

預金金利の上昇に伴う利子の増額であります。

8 款 1 項 1 目介護給付費繰入金で、先ほどありました一般会計からの繰出金 2974 万円を歳入計上しております。

同じく 2 項 1 目介護給付費準備基金繰入金で 44 万 4000 円の繰入れであります。補正予算における財源不足分を基金から繰入れするものでござ

います。

歳出予算は 8 ページを御覧ください。

2 款 1 項 1 目介護サービス給付費において、18 節介護サービス給付費負担金 2 億 2647 万 7000 円の計上。

同じく 2 項 1 目介護予防サービス給付費において、18 節介護予防サービス給付費負担金 410 万 5000 円の計上であります。

これは介護サービスの利用に伴う給付費の実績が、当初よりも増額の見込みとなったことによるものです。

9 ページに移ります。

2 款 4 項 1 目高額介護サービス費で、18 節高額介護サービス費負担金 734 万 5000 円の計上です。

介護サービス給付費及び介護予防サービス給付費が増額実績となることにより、高額介護サービス費の増額を見込むものであります。

4 款 1 項 1 目介護給付費準備基金積立金で、24 節積立金 3 万 2000 円です。

預金利子を介護給付費準備基金に積立てするものです。

以上、議案第 119 号「令和 6 年度介護保険特別会計補正予算（第 3 号）」の説明といたします。

本件 2 議案につきまして、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いいたします。

○中村委員長

小玉課長の説明は終わりました。

これより議案審議に入ります。

質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

○中村委員長

特にないようですので、質疑を終結といたします。

採決に移ります。

採決は 1 件ずつ行います。

まず議案第 117 号「令和 6 年度西予市一般会計補正予算（第 7 号）」の長寿介護課分について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○中村委員長

おろしてください。

挙手全員であります。

よって、議案第 117 号長寿介護課所管分については、可決と決しました。

続きまして、議案第 119 号「令和 6 年度西予市

介護保険特別会計補正予算（第3号）」について、
原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○中村委員長

おろしてください。

挙手全員であります。

よって、議案第119号「令和6年度西予市介護
保険特別会計補正予算（第3号）」は、当委員会
において可決と決しました。

暫時休憩を告げる。（休憩 午前11時13分）

【医療介護部】

【医療対策室】

○中村委員長

再開を告げる。（再開 午前11時16分）

所管変わりましたので、浅野医療介護部長に挨拶
をお願いしたいと思います。

○浅野医療介護部長

挨拶を行う。

○中村委員長

続いて議案審議に入ります。

議案第113号「西予市及び八幡浜地区施設事務
組合における一次救急休日・夜間診療に関する事
務の委託について」医療対策室室長の説明を求め
ます。

○片山医療対策室長

議案第113号「西予市及び八幡浜地区施設事務
組合における一次救急・休日夜間診療に関する事
務の委託について」御説明をさせていただきます。

西予市が令和7年3月31日をもって、八幡浜
地区施設事務組合から脱退することに伴い、三瓶
町の区域の住民において、八幡浜地区施設事務組
合の一次救急・休日夜間診療所の診療時間内に発
生した救急を必要とする患者の応急的診療及び必
要があるときの二次医療機関への転送事務の管理
及び執行について、八幡浜地区施設事務組合に委
託するものであります。

以上で、議案第113号「西予市及び八幡浜地区
施設事務組合における一次救急休日・夜間診療に
関する事務の委託について」説明を終わらせてい
ただきます。

御審議の上、御決定くださいますよう、よろし
くお願い申し上げます。

○中村委員長

片山室長の説明は終わりました。

これより議案審議に移ります。

質疑はございませんか。

○大森委員

第6条に職員を運営委員会に参加させるものと
するとありますが、どの担当の課が参加をされる
のでしょうか。

○中村委員長

暫時休憩を告げる。（休憩 午前11時20分）

○中村委員長

再開を告げる。（再開 午前11時21分）

○片山医療対策室長

先ほどの御質問についてお答えさせていただきます。
現在のところ、移管する予定の健康づくり
推進課の職員が、出席するように予定をしてお
ります。

○中村委員長

ほかに質疑はございませんか。

特にないようですので、これで質疑を終結いた
します。

採決に移ります。

議案第113号「西予市及び八幡浜地区施設事務
組合における一次救急休日・夜間診療に関する事
務の委託について」原案に賛成の委員の挙手を求
めます。

〔賛成者挙手〕

○中村委員長

おろしてください。

挙手全員であります。

よって、議案第113号は、当委員会において可
決と決しました。

続きまして、議案第117号「令和6年度西予市
一般会計補正予算（第7号）」の医療介護部医療
対策室分について、室長の説明を求めます。

○片山医療対策室長

議案第117号「令和6年度西予市一般会計補正
予算（第7号）」について、医療対策室関係予算
の御説明を申し上げます。今回の補正は、八幡浜
地区施設事務組合の繰越金確定による減額補正を
するものでございます。

補正予算書18ページをお開きください。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務
費の18節負担金補助及び交付金のうち、負担金
ですけれども、八幡浜地区施設事務組合の一次救
急休日・夜間診療所事業の前年度繰越金額の確定
による各市町負担金額が確定したことにより

212 万 4000 円を減額しております。

以上で、医療対策室所管分の説明を終わります。
御審議の上、御決定くださいますよう、よろしく
お願い申し上げます。

○中村委員長

片山室長の説明は終わりました。
質疑はございませんか。
ありませんか。
〔発言する者なし〕

○中村委員長

ないようですので質疑を終結いたします。
採決に移ります。

議案第 117 号「令和 6 年度西予市一般会計補正
予算（第 7 号）」医療対策室所管分について、原
案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○中村委員長

おろしてください。

賛成多数により、議案第 117 号「令和 6 年度西
予市一般会計補正予算（第 7 号）」の医療対策室
分については可決と決しました。

○中村委員長

暫時休憩を告げる。（休憩 午前 11 時 24 分）

【病院】

○中村委員長

再開を告げる。（再開 午前 11 時 26 分）

続きまして、議案第 121 号「令和 6 年度西予市
病院事業会計補正予算（第 1 号）」の西予市民病
院、野村病院分について、担当事務長の説明を求
めます。

○麓市民病院事務長

それでは議案第 121 号「令和 6 年度西予市病院
事業会計補正予算（第 1 号）」について御説明い
たします。

1 ページを御覧ください。

第 2 条収益的収入及び支出の補正につきまして、
収入第 1 款病院事業収益、第 2 項医業外収益に
4 億 4908 万 4000 円を追加し、病院事業収益の総
額を 44 億 721 万 4000 円とするものでございます。

同じく第 2 条支出につきましては、第 1 款病院
事業費用につきまして、第 1 項の医業費用に 3 億
386 万円、第 2 項医業外費用に 17 万 1000 円、第
3 項特別損失に 2231 万 5000 円をそれぞれ追加し、
病院事業費用の総額を 49 億 6546 万円とするもの

でございます。

第 3 条は、議会の議決を経なければ流用するこ
との出来ない経費、職員給与費につきまして 1 億
5230 万円を追加し、総額を 28 億 8936 万 5000 円
とするものでございます。

2 ページを御覧ください。

第 4 条他会計からの補助金につきましては、児
童手当補助に 564 万 9000 円を追加し 1667 万
5000 円とし、医師確保対策補助に 200 万 6000 円
を追加し 4942 万 7000 円とし、新たに、その他の
経費補助に 3 億 3665 万円を追加するものでござ
います。

それでは、事項別明細書により、西予市民分の
説明をいたしますが、先般の特別委員会におきま
して、補正予算のうち、指定管理移行に係る部分
を説明させていただいておりますので、重複する
部分もありますが、それ以外の部分を中心に御説
明させていただきます。

予算書 19 ページを御覧ください。

1 款病院事業収益、2 項医業外収益、2 目他会計
補助金につきまして、指定管理移行に係る経費の
ほか、児童手当に要する経費及び西予市民病院の
経営状況の改善を図るため、一般会計からの補助
金 3 億 3990 万 6000 円を追加し 4 億 3564 万 9000 円
とし、4 目負担金及び交付金につきましては、指
定管理移行に関する経費及び企業債償還利息、高
度医療に要する経費として、合計 9844 万 3000 円
を追加し 3 億 3239 万 9000 円とし、病院事業収益
の総額を 30 億 7807 万 4000 円とするものでござ
います。

予算書 20 ページを御覧ください。

1 款病院事業費用、2 項医業外費用、1 目支払利
息及び企業債取扱諸費、1 節企業債利息に 17 万
1000 円を追加し 3282 万 1000 円とするものでござ
います。これは、病院建設時の平成 24 年度企業
債につきまして、10 年ごとの利率見直し方式に
て借入れしております。今回 10 年たちまして見
直しされたことと、令和 5 年度債の借入実績によ
り調整を行うものでございます。

続きまして、3 項特別損失、4 目過年度損益修
正損、1 節過年度損益修正損に 1383 万 1000 円を
追加し 1533 万 1000 円とするものでございます。
これは、過年度分の医師等の期末手当及び時間外
勤務手当につきまして、基礎額に地域手当を加算
し、遡及して支払うためのものです。これにより

まして、病院事業費用の総額を 30 億 7808 万 9000 円とするものでございます。

以上よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いいたします。

○垣内野村病院事務長

続きまして、野村病院分について御説明をいたします。

補正予算書の 1 ページをお開きください。

第 2 条の収益的収入及び支出の補正につきまして、病院事業収益の補正額のうち、野村病院分は 4 億 4908 万 4000 円のうち 1073 万 5000 円でございます。

また、病院事業費用は 3 億 2634 万 6000 円のうち 1 億 2899 万 9000 円が野村病院分の支出でございます。

それでは、予算書 21 ページから 22 ページを御覧ください。

事項別明細書で御説明をいたします。11 日の特別委員会において、指定管理移行に伴う補正予算につきましては、説明をしたところでございますので、それ以外の予算について御説明をいたします。

予算書 21 ページをお開きください。

1 款病院事業収益、2 項医業外収益、2 目他会計補助金、1 節一般会計補助金につきましては 439 万 9000 円を追加し 6113 万 7000 円といたしております。これらは繰出基準に基づいた繰入金を令和 6 年度の決算見込みに合わせて調整するものでございます。内訳といたしましては、医師確保対策に要する経費 200 万 6000 円、児童手当に要する経費 239 万 3000 円でございます。

4 目負担金及び交付金につきましては 633 万 6000 円を追加し 2 億 2610 万 9000 円としております。これは、リハビリ医療に要する経費でございます。

これらを合わせまして 1073 万 5000 円を増額し、病院事業収益の総額を 13 億 2914 万円といたしております。

続いて、予算書 22 ページをお開きください。

1 款病院事業費用、1 項医業費用のうち、1 目給与費及び 3 目経費につきましては、特別委員会において御説明したとおりでございますので、再度の説明は割愛させていただきます。

3 項特別損失、4 目過年度損益修正損、1 節過年度損益修正損 848 万 4000 円につきましては、先

ほど西予市民病院で御説明しましたとおり、医師等の期末手当及び時間外勤務手当を過年度分として遡及して支払うための経費でございます。

1 項医業費用と 3 項特別損失の全てを合わせまして 1 億 2899 万 9000 円を増額し、1 款病院事業費用を 18 億 8737 万 1000 円といたしております。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いいたします。

○中村委員長

両事務長の説明は終わりました。

これより、議案審議に入ります。

質疑はございませんか。

○酒井副委員長

両病院の件ですけども、医業収入が 26 億円と 13 億円になってるんですが、だいたい今まで、野村病院はもっと多かったように記憶するんですが、対比的には。そういう原因については、精査しておりますか。

○中村委員長

暫時休憩を告げる。（休憩 午前 11 時 37 分）

○中村委員長

再開を告げる。（再開 午前 11 時 37 分）

○垣内野村病院事務長

先ほどの御質問にお答えいたします。野村病院の医業収入に関しましては、人口減少とともに、若干患者数が減ってきておりますので、そういった影響ももちろんあります。大きな影響としては、ベッド数を 60 床に現在減らしておりますので、入院患者数が大きく減少しておりますので、その影響で減ってきております。

○中村委員長

ほかに質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

○中村委員長

質疑を終結といたします。

採決に移ります。

議案第 121 号「令和 6 年度西予市病院事業会計補正予算（第 1 号）」のうち厚生常任委員会所管分について原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○中村委員長

おろしてください。

挙手多数であります。

よって、当委員会としては、議案第 121 号を可決と決しました。

本委員会に付託されました議案の審査はこれで
全て終了いたしました。

これにて閉会といたします。

○酒井副委員長

以上で、令和6年第4回定例会厚生常任委員会
を閉会いたします。

閉会 午前11時39分

西予市議会委員会条例第30条第1項の規定によ
りここに署名する。

西予市議会厚生常任委員長 中村 一雅